

お問合せ先

作業環境測定は、作業環境で働く労働者がこれらの有害な因子にどの程度さらされているのかを把握しなければ適切な測定を行うことができません。

このため、当センターでは測定を行う前に実際の作業場所の下見をさせていただき、単位作業場所の選定、A測定点及びB測定点等の決定、測定方法の選択を行った後、お見積もりをご提示させていただきます。事前打ち合わせには原則として作業環境測定士がお伺い致します。お気軽にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

一般財団法人 千葉県薬剤師会検査センター 技術検査部
TEL:043-242-5940 FAX:043-242-3850

<認定・登録>

ISO/IEC17025 認定取得機関	ASNITE 0088T
JISQ9001・ISO9001 認証取得機関	JCQA-1365
JNLA 登録試験事業者	070236JP
水道法第20条の4第2項検査機関登録	厚労省登録第16号
簡易専用水道検査機関登録	厚労省登録第22号
食品衛生法に基づく検査機関登録	厚労省発関厚第0122004号
薬事法に基づく試験検査機関登録	厚労省登録第164号
作業環境測定登録機関	千葉労働局 12-18号
計量証明事業登録機関(濃度)	千葉県第507号
計量証明事業登録機関(音圧レベル)	千葉県第566号
計量証明事業登録機関(振動加速度レベル)	千葉県第608号
特定計量証明事業登録機関(ダイオキシン類)	千葉県特第003号
建築物飲料水水質検査業登録機関	千葉市23水第4号

<各種検査の問い合わせ>

飲料水・環境検査	Tel:043-242-5940、242-3833
食品検査	Tel:043-205-8225
医薬品検査	
簡易専用水道	Tel:043-203-1066
製品安全検査	Tel:043-295-2017

<交通>

(本部・環境検査・簡易専用水道)



〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目12番11号
JR千葉駅より千葉都市モノレール「千葉みなと駅」から徒歩7分
JR京葉線千葉みなと駅から徒歩7分

作業環境測定のご案内



<http://www.chiba-kensacenter.or.jp/>
Technical News No.1108

定期的な作業環境測定は当センターにお任せ下さい

作業環境測定の実施について

有害な業務を行う作業場では、労働者が化学物質や粉じんなどの有害物、放射線や騒音など物理的因子にさらされている可能性があります。

このため、労働安全衛生法第2条第4号では、作業環境の状況を把握するために特定の作業場について作業環境測定の実施(デザイン、サンプリングおよび解析を含む分析)とその結果の記録が義務付けられています。



作業環境測定の流れ

デザイン	単位作業場ごとに作業者の行動範囲、有害物質の拡散範囲を考慮して測定ポイント・測定点数を決定。
サンプリング	直接採取、ろ過捕集、固体捕集、液体捕集など適切な採取方法でサンプリング。 サンプリングはA測定とB測定を実施。 A測定：単位作業場所の平均的な作業環境状態を把握 B測定：労働者への暴露状態を把握するため
分析	原子吸光法、ガスクロマトグラフ法などで分析後、空気中濃度に換算。
評価	作業環境測定基準に基づいて評価を行い、管理区分(第1～第3区分)を決定。
報告書発行	上記内容を明示した報告書を発行。(有害物質の種類により、3～40年間の保管が義務付けられています)

作業環境測定の必要な作業場

作業環境測定の必要な作業場は労働安全衛生法施行令21条に定められています。

作業環境測定を行うべき作業場		測定概要	
1	土石、鉱物等の粉じんを著しく発散する屋内作業場※	粉じん濃度等	
2	暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場	気温、湿度およびふく射熱	
3	著しい騒音を発する屋内作業場	等価騒音レベル	
4	坑内作業場	炭酸ガスが停滞する作業場	炭酸ガス濃度
		28℃を超える作業場	気温
		通期設備のある作業場	通気量
5	中央管理方式の空調調設備を設けている建築物の事務所	一酸化炭素、二酸化炭素含有率、温湿度等	
	事務所の室の建築、大規模の修繕や模様替えを行ったとき	ホルムアルデヒドの量	
6	放射線業務を行う作業場	放射線業務を行う管理区域	外部放射線による線量当量率等
		放射性物質取扱作業場※	放射性物質濃度
		坑内の核原料物質の採掘を行う作業場	放射性物質濃度
7	第1類、第2類特定化学物質を製造し、取扱う屋内作業場など※	第1類、第2類特定化学物質濃度等	
8	石綿等を取扱う屋内作業場※	石綿濃度	
9	一定の鉛業務を行う屋内作業場※	鉛濃度	
10	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の作業場	第1類酸素欠乏危険作業場の酸素濃度	
		第2類酸素欠乏危険作業場の酸素濃度、硫化水素濃度	
11	第1種、第2種有機溶剤を製造し、取扱う屋内作業場※	有機溶剤濃度	

注) ※印は、作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場であることを示します。

弊センターでは、1、7、8、9、11の作業場における作業環境測定を実施しております。その他の作業場についてもお問い合わせ下さい。